

熊取町議会委員会会議録

〔平成29年9月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（8月31日）〕	
平成29年9月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4
〔議会運営委員会（9月13日）〕	
平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	9
〔議会運営委員会（9月29日）〕	
平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	11
その他	12
〔総務文教常任委員会〕	
議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例	14
質 疑	14
採 決	16
議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について	16
質 疑	16
採 決	20
議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第2号）	20
質 疑	20
採 決	22
〔事業厚生常任委員会〕	
請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願	24
趣旨説明	24
質 疑	25
採 決	32
請願第3号 国民健康保険（国保）の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願	32
趣旨説明	33
質 疑	34
採 決	35
議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例	36
質 疑	36
採 決	39
議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例	40
質 疑	40
採 決	40
議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	41
質 疑	41
採 決	42
議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	42

	質 疑	42
	採 決	42
議案第69号	平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）	42
	質 疑	42
	採 決	43

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年8月31日（木曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	総務部長	南和仁
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成29年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南和仁君）それでは、平成29年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては、議会の進行に基づき説明申し上げます。

まず、行政報告につきましては、平成28年度熊取町財政健全化判断比率についてが1件、平成28年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率についてが1件、平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率についてが1件、第123回大阪府原子炉問題審議会の概要についてが1件、熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成28年度事業対象）の結果報告についてが1件、合計5件となっております。

次に、予定議案につきましては、人事案件が3件、条例改正が2件、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例が1件、町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についてが1件、平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてが1件、補正予算が4件、決算認定が7件、合計19件となっております。

それでは、各案件内容についてご説明申し上げます。

資料裏面をごらんください。

まず、行政報告でございます。

1件目の平成28年度熊取町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見を

つけて報告するものでございます。

2件目の平成28年度熊取町下水道事業特別会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度下水道事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の平成28年度熊取町水道事業会計資金不足比率につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

4件目の第123回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、平成29年8月29日に開催されました当審議会の内容について報告するものでございます。

5件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価（平成28年度事業対象）の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行いましたので、報告するものでございます。

続きまして、予定議案についてご説明申し上げます。

資料表面をごらんください。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の中西あやみ氏の任期が平成29年9月26日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

2件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の南良武氏の任期が平成29年9月18日付で満了いたしますので、同氏の後任として田畑雅康氏の選任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

3件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の島林泰人氏の任期が平成29年9月30日付で満了いたしますので、同氏の後任として土屋裕睦氏の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

4件目のくまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例につきましては、くまとりふるさと応援基金の有効活用を図るため、基金充当事業を拡充することに伴い、この条例案を提出するものでございます。

5件目の福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、福祉医療費助成制度を持続可能な制度に再構築するため、大阪府市町村障がい者医療費助成事業費補助金交付要綱等が改正されたことに伴い、平成30年4月診療分から本町においても大阪府の当該補助金交付要綱等に基づく対象者及び内容で助成するため、関係条例を一部改正及び廃止する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法施行規則の一部が平成29年7月26日に施行されたことにより、同施行規則を引用している本条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の町立小・中学校の校務用パソコン等の購入につきましては、当該パソコン等を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

8件目の平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、平成28年度熊取町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

9件目の平成29年度熊取町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,313万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、町立小学校空調設備設置に係る設計に要する経費及び福祉医療費助成制度再構築に伴う制度周知に係る経費の補正

でございます。

10件目の平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,870万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成28年度療養給付費等負担金等の確定及び平成29年度前期高齢者交付金の確定に係る補正となっております。

11件目の平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ235万5,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成28年度保険料収納額の確定による広域連合への未精算分の保険料等負担金の補正及び平成28年度一般会計繰入金金の確定に伴う精算金の補正となっております。

12件目の平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,631万9,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、平成28年度介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う補正並びに平成28年度決算に伴う前期繰越金の介護給付費準備基金への積み立てとなっております。

13件目の平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から19件目の平成28年度熊取町水道事業会計決算認定までの決算認定7件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上で、平成29年9月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、9月6日から10月4日までの29日間といたします。本会議の開催については、9月6日、7日、8日、12日及び10月4日の5日間といたします。各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を9月15日に、事業厚生常任委員会を9月13日にそれぞれ開催いたします。

決算審査特別委員会の開催については、9月21日、22日、26日及び27日の4日間といたします。

また、第2回の議会運営委員会につきましては9月13日に、議員全員協議会を9月15日に開催いたします。

以上のとおり、平成29年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましては、お手元に配付のとおりですが、一般質問につきましては8月23日の正午に、会派代表質問につきましては8月29日の正午にそれぞれ通告を締め切った後、議長立ち会いのもとで私がくじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第58号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第5 議案第59号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第60号 教育委員会委員の任命同意についての件及び日程第11 議案第65号 平成28年度熊取町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の4件は、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、日程第7 議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の件、日程

第10 議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件、日程第12 議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件、以上3件は、総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第8 議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の件、日程第9 議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第14 議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、日程第15 議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件、以上の5件は、事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第16 議案第70号 平成28年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第17 議案第71号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第18 議案第72号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第19 議案第73号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第74号 平成28年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第75号 平成28年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第22 議案第76号 平成28年度熊取町水道事業会計決算認定についての件、以上の7件については、決算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり平成29年9月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、平成29年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでございました。

（理事者退席）

委員長（江川慶子君）それでは、引き続きまして、請願書の取り扱いについてでございますが、お手元に配付しております請願文書表をごらんください。

請願に関して局長より報告をお願いします。議会事務局長。

事務局長（北川雄彦君）それでは、請願文書表をごらんください。

受理番号第86号、受理年月日は平成29年8月29日、件名は、国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願でございます。請願の趣旨は、大阪府が推進する国保の大阪府統一化に伴う国保料の値上げへの反対、一般会計からの法定外繰り入れの拡充、保健事業に一層力を入れることを求める請願でございます。請願者の住所は、熊取町大久保南にお住まいの大浦正義氏ほか7名でございます。紹介議員は、江川議員、鯉谷議員、文野議員でございます。

続きまして、第87号につきましては、平成29年8月29日に受理いたしました国民健康保険（国保）の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願でございます。趣旨につきましては、ほかの市町村と広く連携し国と大阪府に積極的に働きかけ、国保会計に公費を法定繰り入れすることを求める請願でございます。請願者は、熊取町大久保南にお住まいの大浦正義氏ほか209名でございます。紹介議員は、江川議員、鯉谷議員、文野議員でございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）請願の付託先の委員会についてでございますが、2件とも事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、請願書の取り扱いについては、そのようにいたします。

次に、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

意見書につきましては、3件提出されております。

二見議員から、受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）、小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）の2件、次に鱧谷議員から、国民健康保険「府内統一」についての意見書（案）1件、以上の3件の意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回9月13日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

以上で、平成29年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（「10時25分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年9月13日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	江川慶子	副委員	長	浦川佳浩
	委	員	文野慎治	委	員	鱧谷陽子
	委	員	二見裕子	委	員	矢野正憲
	委	員	佐古員規	議	長	坂上巳生男

欠席委員 なし

事務局 局長 北川雄彦 書記 藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。

本日は、平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議をいただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は、理事者提出議案はございませんので、理事者側の出席は求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、先日持ち帰っていただきました意見書3件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）反対するのではないですけども、ちょっと2、3お聞きしたいことがあります。

記の2番目なんですけれども、WHOのたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドラインを十分考慮することとなっておりますが、この具体的なことについてはどういうことなんでしょうか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）このガイドラインというのは、たばこ煙にさらされることからの保護ということが第8条に載っております。それを参考に考慮して、屋内の職場、公共の場の全面禁煙というふうな形でやっていただきたいというふうに思っております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）もう1点、3番目の困難な小規模な飲食店に配慮することとなっておりますけれども、この辺はどういう配慮をしてほしいということでお出されているのかお聞かせいただけますか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）小さい飲食店では、屋内で設置可能がしにくいというところがありますので、そこに向けては配慮をしていくというふうな形であります。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）配慮ということの意味を、吸いはるところだけ、何かちょっと上に換気扇みたいなものを置くとか、そういうふうなことを公費で出すとか、そんなふうなことなのか、一体どういう

配慮をして専用室が置けないところで受動喫煙をできないようにするのかということら辺をお聞きしたいんですが。

委員長（江川慶子君）いけますか。二見委員。

委員（二見裕子君）ちょっと今資料が見当たらないので、申しわけないですけども、すみません。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）わかりましたら教えてください。

それと、たばこを吸われる方が体を壊してまで税金を払うためにたばこを吸っているという方がいらっしゃるんですよ。その人たちに対してどういうふうに、私たちは、健康増進のためには、受動喫煙は防止するほうがありがたいんですけども、たばこを吸っている方は、もうそういうことをおっしゃるので、それやったら、もう完全に禁煙というか、たばこを吸えないようにするのが一番ベストやと思うんですけど、その人たちにどういうふうの説明すればいいのかなというふうなところがすごく悩ましい問題なんですけれども、お金払ってしっかり税金払っていただいて、だんだんと身の細るような気持ちでたばこを吸わなければいけないというのは、どうも矛盾するようにおっしゃるんですが、その辺についてどういうふうに答えたらいいか教えていただけますか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）今提案させてもらっているのは、吸っている方というより、吸われていない方に煙とかが来て、健康被害という部分のところですので、個人で吸われている方の禁止という部分に関しては、またちょっと観点が違うのかなというふうに思うんですが。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）そういうことなんですけど、吸っている方からそういうふうな要望というんですか、命を削ってまで吸っているのに、だんだんと喫煙防止策が広まっていったら、すごく税金を払っているのに、小さくなって吸わなくてはいけない、何でこんなことになるんやみたいなことをおっしゃるので、その辺についてどう説明していけばいいのかなというのがちょっと疑問に思ったことです。

委員長（江川慶子君）ご意見として。

委員（鱧谷陽子君）意見です。

委員長（江川慶子君）意見として受けとめます。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

全会一致ですので、追加議案として上程することにいたします。

次に、2件目の小中学校におけるプログラミング必修化に対して支援を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この意見書の中で、2020年にプログラミングが小学校において必修化されることに伴いというふうに書いてあるんですけども、私が調べた上では、20年を目指して今検討中であるというふうに文部科学省の中には書いてあったんですけど、その辺は間違いですか。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）私は、必修化というふうに思っておりましたが。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）そこをちょっとはっきりさせてもらわないと、検討中と必修化されるとでは大分違うかと思うんですけども、私自身は、検討されているというふうに感じております。

その上で、プログラムというものが小学生にとっていいのか、悪いのかということも賛否両論ありまして、やはり、先取りしてするべきというところと、それから、やっぱり先生方にも、こういうことを教えるよりももっと基礎的なことを教える、それでプログラミングみたいなものは、高校、

大学でいいのではないかという意見があるようにお聞きしておりますので、ちょっと私自身はこれを出すことに対しては反対したいと思っております。

委員長（江川慶子君）内容についても反対ということですね。

委員（鱧谷陽子君）はい。

委員長（江川慶子君）二見委員。

委員（二見裕子君）文科省によりますと、必修化というふうな、新しい教科という部分ではないので、先ほど鱧谷委員が必修化なのかと言われたと思うんですけど、総合的な学習の時間に算数などの教科の中で行うということで、自治体や学校の判断に委ねられるという部分がありますので、今回、先行してされている市とか、千葉県の柏市とかもやっておられますので、その辺と自治体間の格差をなくすために、やっぱり財政の措置であったりとか、また、プログラミングするのに教職員の多忙化に拍車をかけないように、そういう人的な部分も配置を求めているなというふうに思っております。

コンピューター、このプログラミングをすることによって、論理的に考える力を養うことというのが目標というふうになっておりますので、やっぱり前向きにこの財政措置とか、人材配置の部分で提案させていただきました。

委員長（江川慶子君）ほかにありません。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、3件目の国民健康保険「府内統一」についての意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等ありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）この国民健康保険の「府内統一」についての意見書、朝からもう統一化についての議論があったんですけども、この意見書は、市町村会議などでも出された意見書でありまして、やはり市町村で法定外繰り入れをしているところ辺は、統一化されるということで、大変なことになるということです。また、解消に従わない市町村にペナルティを科すことはしないでほしいということで議長会議などで出された意見書をもとにしておりますので、ぜひ熊取町のことだけを考えず、大阪府下のことを考えて出していただけたらありがたいと思います。

委員長（江川慶子君）ほかに。二見委員。

委員（二見裕子君）法定外繰り入れは、私は適切でないというふうに考えます。国保制度は、既に法律に基づいて公費で負担する部分が定まっている上に、また一般会計から繰り入れを実施すること、現在国保に加入していない住民にとっても二重の負担となるのではないかなと思いますので、今回のこの意見書については、不採択に推させていただきます。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成29年9月定例会閉会から平成29年12月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「13時46分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年9月29日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	浦川佳浩
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	矢野正憲
	委員	佐古員規	議長	坂上巳生男

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	中尾清彦
	企画部長	貝口良夫	総務部長	南和仁
事務局	局長	北川雄彦	書記	藤原孝二

付議審査事件

- 1) 平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。

本日は、平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南和仁君）それでは、平成29年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件につきましてご説明申し上げます。

追加案件につきましては、本日の資料の追加予定議案のとおり、平成29年度熊取町一般会計補正予算（第3号）となっております。

補正内容は、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙にかかる経費となっております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,260万5,000円を追加するものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（江川慶子君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

この件につきましては、10月4日の本定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、この件につきましては、追加議案として上程し、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、10月4日の本会議における追加議事日程の順序は、お手元に配付の追加議事日程のとおりといたします。

なお、追加議案書につきましては、9月29日以降に事務局においておきますので、よろしく願いいたします。

以上で、平成29年9月熊取町議会定例会における追加議案の件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(「10時04分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

江川慶子

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成29年9月15日（金曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	佐古員規	副委員 長	坂上昌史
	委員	文野慎治	委員	鱧谷陽子
	委員	二見裕子	委員	服部脩二
	委員	坂上巳生男		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原敏司	副町 長	中尾清彦
	教育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口良夫
	企画部 理事		企画部 理事	
	兼シティプロモーション	明松大介	兼財政課 長	東野秀毅
	推進課 長			
	総務部 長	南 和 仁	総務部 理事	林 利 秀
	総務部 理事	塩谷義和	住民部 長	藤原伸彦
	住民部統括理事	吉田 潔	健康福祉部 長	小山高宏
	健康福祉部 理事	山本雅隆	都市整備部 長	泉谷 徹
	都市整備部 理事	阪上敦司	都市整備部 理事	大西 宏
	会計管理者			
	兼会計課 長	中谷 ゆかり	上下水道部 長	山戸 寛
	教育次 長	阪上清隆	教育委員会	
	教育委員会		事務局統括理事	吉田茂昭
	事務局 理事	亀坂典夫	政策企画課 長	橘 和 彦
	広報公聴課 長	巖根晃哉	人事課 長	道端秀明
	介護保険・		介護保険・	
	障がい福祉課 長	野原孝美	障がい福祉課	根来雅美
			参 事	
	保険年金課 長	野津博美	まちづくり	
			計画課 長	馬場高章
	水とみどり課 長	庭瀬義浩	学校教育課 長	松浪敬一
	生涯学習			
	推進課 長	立石則也		
事務局	議会事務局 長	北川雄彦	書 記	藤原孝二

付議審査事件

- 議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入について
- 議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第2号）

委員長（佐古員規君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(佐古員規君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案3件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明はございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長(佐古員規君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(佐古員規君) 初めに、議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) それでは、くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について質問いたします。

この議案につきましては、本会議でも説明がございましたが、わかりにくい点がございましたので新旧対照表で質問いたします。

今回、これまで現行の条例では協働による定住魅力あるまちづくりを推進するためと、基金の目的についてそういうふうを書いてあるんですが、そこを協働という部分を省いて表現全体が変わっております。ふるさと納税による寄附金を活用し、定住魅力あるまちづくりを推進するためと。基金の設置目的について協働という言葉の省いたという点が大きな特徴となっております。この点につきましては、これまでさまざまな場で私も発言してきましたし、いろいろと議論のあったところでもございました。そして、この基金について協働の事業に活用するというふうに限定するのはいかがなものかという議論の中で今回改正されたということ、これは評価したいと思っております。

同時に、あわせて第2条の項目が変更されております。現行で、基金の積み立てについて「基金への積み立てを指定した寄附金の額」「前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な額」というふうにこれまで規定してあったものが、「基金として積み立てる金額は、一般会計予算に定める額とする。」と、そういうふうな内容に変更されているんですが、第2条の変更について少し詳しくご説明願います。

委員長(佐古員規君) 橋政策企画課長。

政策企画課長(橋 和彦君) 第2条の改正につきましては、まず、この基金が当初設置された当時のいきさつから言いますと、目的にもありました協働、この取り組みが始まったこと、その原資としてふるさと納税を活用していく、そのための基金ということで設置目的から協働の定義もありましたし、当時の寄附金の状況を考えますと、数十万円、多くても100万円いくかいかないかというような状況でもございましたので、協働の原資を確保していく点におきまして、協働という意味で寄附をいただいた分と町からも同額を積み立てるということで、いただいた寄附と同額を本町でも基金に積み立ててございました。それによって協働の原資として活用してまいったところでございます。

しかし、ふるさと寄附の全国の状況も見まして、本町も寄附の方法の拡充、クレジット納付ができるであったりとか謝礼品も大幅に見直して、寄附がどんどん伸びてまいりました。寄附の同額を積み立てていきますと、例えば去年の3億円後半、約4億円いただいた分、4億円の一般財源をまた積み立てるといのは当然財政的にも厳しくなりますので、ある一定、寄附が伸びてきた段階で

協働の指定の分はこれまでの理念どおり同額を積み立てる。それ以外の指定のない寄附、これについては多額をいただいておりますので、それについては基金には積み立てるけれども、同額を積み立てないという運用の内容で見直しをしてみました。昨年の約4億円の中では、協働についても同額を積み立てると一般会計の負担も大きくなるということで、もう基金への一般会計からの積み立てを運用上見直しておりましたので、今回の条例改正にあわせて条例の内容も見直したところでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）実質的に運用上の見直しをしていた分を条例の文章で改正したということなんですが、その説明はわかるんですけども、条例の文章自体でそれを読み取るのがちょっと難しいなと感じたんです。その辺はいかがなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）第2条、今回の改正によりまして、基本的に基金に積み立てるものは当然予算化して積み立てる。その予算化した内容を積み立てるという、ここに記載している内容で特段問題ないかと認識しておるんですけども。

以上でございます。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、現行の条例の第2条第2項、(2)の「前条の目的を達成するために必要な額」、この部分を削除したということが、同額を積み立てるということ、それをなくしたという意味だというふうに理解してよろしいんですか。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）趣旨はご理解いただいております。2号を削除することによりまして1号立てになっている内容というのは条例の本文で含まれる部分でございますので、こういった改正の内容となっております。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）ももとの条文にありました「基金への積立てを指定した寄附金の額」、これは当然、今までどおり、指定されている分については積み立てるということでよろしいんですね。それとは別に必要な分は積み立てていくと、そういうふうに解釈いたしました。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）条例のところ、「定住魅力あるまちづくり」という意味の解釈のところ、どこまでの範囲で使えるのかというので、これが例えば小学校のトイレの洋式化に使えるのかとかゆめの森公園の水遊び場に使えるのか、わかりやすい範囲でどの辺まで使っていけるのかというのを説明してください。

委員長（佐古員規君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）今回の改正の趣旨につきましては、先ほど坂上巳生男委員からもありました協働に限定しない、幅広く本町のまちづくりに使っていける。今回、第4次総合計画でもつくっておりますけれども、本町のまちづくりにおいて、住むまちという意味での住民の満足いただけるまちづくりに使っていっているという趣旨で考えてございますので、例えばトイレの洋式化、それは当然通われている小学生、中学生のお子さんの満足度も高めますし、当然、住民が活用しているゆめの森公園、こういった魅力アップにも使っていけるという意味で改正したところでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第61号 くまとりふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(佐古員規君)次に、議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。二見委員。

委員(二見裕子君)物品の契約調書を見させていただきまして、5者が辞退をされているわけですが、この5者の辞退している考えられることがわかりましたら教えていただきたいのですが。

委員長(佐古員規君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)今回のパソコンの更新ですけれども、8者を指名いたしまして、おっしゃられるように5者が辞退、1者は最初、打診したときに指名辞退ということで、合計6者が辞退なんです。辞退理由については、建設工事等と同様に把握はしておりません。ただ、考えられる点といたしましたら、まず金額的なものかなと思うんですけれども、去年のパソコンの購入契約額から類推して厳しいといった判断であったりとか期間的なもの、今回、納期限が12月28日までの2カ月少しの期間なんですけれども、作業といたしましたら主に学校休業日ということになってきますので、期間的なものとかは考えられるんですけれども、実際には、なぜ辞退したのかというのは把握しておりません。

以上です。

委員長(佐古員規君)二見委員。

委員(二見裕子君)わかりました。それと、予定価格という金額が上がっているんですが、それからかなり安い金額で契約が決まったということなんですけれども、予定金額というのはどのように設定されているんでしょうか。これだけ安く契約できたということはすごくいいのかなと思うんですけれども、2者入札されていますけれども、そこにもかなりの開きがあるかなと思いますので、予定価格についての金額というもどのようにされているのか、お聞かせください。

委員長(佐古員規君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)予定価格の設定につきましては、今回のパソコンの整備につきましては、各校14台校務用パソコンがありまして、昨年度は5台更新しまして今年度は残りの9台ということなんですけれども、去年もパソコンの契約をさせていただきます。その昨年に整備した際の校務用パソコンの契約額及び市場価格を参考に予定価格を設定しております。学校教育課で調べられる範囲、カタログであったりとかネットで調べた範囲の情報を参考にしながら、予定価格を設定したというものでございます。

委員長(佐古員規君)二見委員。

委員(二見裕子君)これ、機種につきましても、指定された機種で予定価格というのは出されているんでしょうか。

委員長(佐古員規君)松浪学校教育課長。

学校教育課長(松浪敬一君)機種につきましても、基本的に昨年度導入したパソコンの金額というのをもとに金額というのを設定しております。

以上です。

委員長(佐古員規君)ほかに質疑はありますか。坂上昌史委員。

委員(坂上昌史君)更新するパソコンは、今まで何年使ってから更新するんですか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回更新するパソコンについては平成22年度に導入したものでございますので、6年、7年経過しているというものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）先ほど二見委員より予定価格と入札価格の関係で質問がございました。契約金額は安いにこしたことはないんですけども、余りにも開きが大き過ぎて非常に不安を覚えるんですが、その辺についてはどういうふうを考えておられますか。

委員長（佐古員規君）答弁を求めます。松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回の業務につきましては、パソコンの購入なんですけれども、それに付随しまして中にマイクロソフトのOfficeを入れるんです。そのインストールであったりとか各種設定作業、今回同時に整備するUSBメモリーをほかのパソコンがネットワークに入ってきたときに利用不可とする設定であったりとか、プリンターとかハードディスクの設定、あるいは今回同時に整備しますUSBメモリーをコンピュータールームの先生用のパソコンとか、あと昨年導入しております既設のパソコンに使用するための設定でありますとか、あと、今回更新する中で、学校図書館のパソコンがかなり老朽化しておりますので1台をそっちへ持ってくる設定でありますとか、そういったいろんな設定作業も入っております。パソコン本体の価格だけではなくて、そのあたりの費用も見込んだ中で設定となりましたので、ちょっと設計価格としたら高目の設定となったところでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）いろいろと説明いただきましたが、そうしますとパソコン本体の価格での入札とか、そういうのは詳細は特に分けていないんですか。その辺はいかがなんでしょうか。

委員長（佐古員規君）答弁を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上清隆君）ほとんどがパソコン本体で、去年はケーブルとかそういうものも主たる分、パソコン本体以外にもありました。今回につきましては、パソコン本体72台、それとあとセキュリティー用のメモリー、これも72個、あとは改修費用とかそういうものなんで、ほとんどがパソコン本体の値段とを考えていただいたらいいんです。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回契約されたナダ商事については、これまでも納入の実績があって、これまでの実績では特に問題はございませんでしたか。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）この落札業者につきましては、平成22年度のこれのもとになる整備をしたとき、また平成27年度に教育用パソコンを整備しているんですけども、この際も同業者で受注いただいております。後のサポートにつきましてもきちっと対応していただいておりますし、特に今のところ問題はございません。

以上です。

委員長（佐古員規君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。了解いたしました。予定価格1,900万円ほどですか、それに対してほぼ半額ぐらいのそういう契約金額となっておりますので、余りにも開きが大きくて不安を感じました。これまでの実績で問題ないということであれば、やむを得ないかなというか、了解するしかないかなというふうに感じております。

質問は以上で終わります。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ここで、議事の都合により、一時議事の進行を副委員長にお願いします。

副委員長（坂上昌史君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。佐古委員。

委員（佐古員規君）今回のパソコンの物品契約調書ですけれども、昨年度は附帯決議をつけさせていただきまして、どうも競争原理が働いていないということで、しっかり提案もさせていただきました。それについて、今回初めてそれからの入札かなと思っておりますけれども、改善点というのをお答えいただけますか。

副委員長（坂上昌史君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）今回の改善点、仕様書の内容で申し上げますと、まずパソコンの調達先といたしますか、前回との比較で申し上げますと、昨年の仕様書の中では国内産のパソコンという限定やったんですけれども、まず今回につきましては、比較的信頼度の高いメーカー7社の指定に変更をしております。具体的に申し上げますと、日本電気、東芝、富士通、パナソニック、日本ヒューレット・パカード、デル株式会社、レノボ・ジャパン、この7社からパソコンを調達するという内容にしております。

あと、個々の仕様の内容なんですけれども、昨年度の仕様書を検討いたしまして、学校の校務用パソコンとして不必要な部分については仕様から外しております。内容を申し上げますと、ウェイク・オン・ラン機能といいまして遠隔で電源を入り切りする機能、そういったのは学校での仕様なので必要ないということで、仕様からは外しております。それとあと、インターフェイスの中でHDMI出力端子1以上というのが去年の仕様書にあったんですけれども、これについても条件からは外しております。

それと、ディスプレイの関係なんですけれども、LEDバックライトというのを外しております。これについては、職員室内からパソコンを持ち出すことはありませんので、職員室内で十分照度は確保されているというところでこれを外しております。

あと、改善した点なんですけれども、インターフェイスの中でUSBのポートです。前は口が4つ以上ということで指定していたのを3つ以上ということで変更しております。3つの根拠ですけれども、マウスであったりとか、あとUSBメモリー、テンキーです。テンキーについては、昨年の仕様の中ではなかったんですけれども、学校といろいろ整備の中で情報交換している中で、やはりテンキーは必要やというところで、今回、仕様の中でテンキーがあらかじめついているキーボードでもいいんですけれども、外づけでもいいという条件にしています。その分で口が1つ必要やろうということで3つという設定にしております。

というふうな内容で、仕様の中身はより参加していただきやすい内容ということで改善をしております。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）わかりました。その仕様を決定するに当たって、教育委員会の中で詳しい方がいらっしゃるんやったらそれでいいんでしょうけれど、それを庁舎内の例えばIT関連は企画の情報政策グループがしっかり担当するとか、そういった連携というのはどこまでとられているんでしょうか。

副委員長（坂上昌史君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）仕様書を作成するに当たって、学校教育課内ではやはりそういった専門職員というのがおりませんので、一定、仕様書の案というのはいろんな情報を集めてつくりますけれども、広報公聴課の情報政策グループに一応内容については相談させていただいた上でいろいろ助言もいただきながら、最終的には教育委員会として仕様書をまとめるというふうなやり方にしております。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）昨年から見えていまして、附帯決議を出ささせていただきました、やはりこれは競争原理が働いていないん違うということで昨年、それからことしの3月の予算委員会でもいろいろ提案をさせていただきました。それによってどう改善されたのかなというのを見させていただいたところでございます。

だけでも、これ例えば入札の前回と違っているのは2者応札になっているということぐらいで、あとは1位と2位との差の開きであったりとか、それから予定価格のつけ方にももっと改善が必要かなというふうに考えております。1台20万円なんて、そんな予算の組み方はないと思います、今、このご時世。だから、その辺についてはもっと研究すべきかなというふうに感じております。

もう1点申し上げたいのは、まず業者選定理由の中に物品1位である本町入札参加資格云々と書いておりますけれども、事務機器で物品1位というのは町内業者は本当に少のうございます。ですから、例えばこれを物品1位ないし2位というふうに2位の方も入れると、かなり町内業者はふえると思います。エアコンを設置している、そういう物品というか事務機でなくて、工事で1位で出しているとか、それで物品は2位やという業者もあろうかと思しますので、そういう検討というのは今後ぜひやっていただきたいというふうに感じております。その辺について、まずいかがでしょう。

副委員長（坂上昌史君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）委員ご指摘のように、登録の種類には工事、コンサルタント、物品、役務という4つの区分がございます。今回、登録事業者の意向というか、そういったことも尊重した中で物品を1位で登録事業者、基本的にはその中から指名したところなんですけれども、例えば委員おっしゃられたように、工事を1位で登録して物品を2位で登録しているという事業者まで広げることは制度上可能やと思います。今後、パソコン等の調達に際しましては、それぞれの登録事業者の数であったりとかを勘案した中で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）ぜひそういう検討をしないと、この入札の業者を見ていただいても、例えば8番目に富士通株式会社と入ってございます。これはメーカーなんですよ。メーカーがこんな入札に出られるということは、業者の方はメーカーから仕入れるわけですよ。勝てっこないですよ。こんなことがまず入っていること自身があり得へんということと、それから、もっと競争原理が働くような取り組みはぜひ工夫が必要かなというふうに感じております。先ほどの2位の物品で登録されている業者をどんどん入れていくであったりとか、仕様の今の変更というのもまだまだもっと工夫が必要ではないかなと。もっといろんな商品をどれでも持ってきていただいても最低限の規格、これを満たしていればいいよというようなものにすれば、こんな辞退なんていうことはないのではなかろうかというふうに推測しております。

ですから、こういった専門的なパソコンであったりIT関連であったりする場合は、ぜひ企画の情報政策グループ、一番そういう庁内のITのプロがいますから、それはぜひもっと関与すべきかなというふうに思っておりますが、その辺についていかがでしょう。

副委員長（坂上昌史君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）今、委員からご指摘いただいた点でございますが、まず今回のパソコンの調達に関してですけれども、当然、委員ご指摘のとおり、本庁内での情報政策担当部門ということで仕様も、ちょっと限られた時間の中ではございましたが、できる範囲での精査をさせていただいております。まず当然、こういう物品を調達するには予算というものが発生しますので、予算要求時の前に協議をさせていただく一定ルールづくりはもうこれまでもしてございます。それは予算編成要領の中でも、当然情報システム等を調達する際は担当課と十分協議の上で予算要求に臨むことというルールづくりもしておりますし、また情報システムの管理運用規定の中でも、そういった

インターネットを接続するようなシステムについては協議を必要とするということできせていただいております。今回のパソコンにつきまして、ですから予算要求時の前に一旦協議させていただきまして、契約発注の前にまた仕様を見させていただいているというところがございます。

ただ、ご指摘のとおり、一定そういうふうなルールづくりはしているんですけども、精査に要する時間というのがどうしても必要になってきますので、そのあたりのルールづくりというものをもうちょっと厳格に周知等図っていきまして、対応させていただきたいというふうに考えております。

副委員長（坂上昌史君）佐古委員。

委員（佐古員規君）もう最後にしておきます。要望で終わらせたいんですけども、ぜひ、専門分野の部署がおるわけですから、例えばエアコンであれば、そういう設置の工事内容であればまちづくり計画課がしっかり対応していますので、そういったところにもっとどっぷり入っていただくような、縦割り過ぎてそういうのができないのかな。今、相談を受けていますとかそういうふうに調整していますと言われても、やはり仕様とかそういったのをつくる段階でもっと入るべきだというふうに感じております。その辺をしっかりと改善していかないと、まだまだもっと競争原理が働いて安い購入ができる可能性は大いにあると思っておりますので、これで満足することなく、もっと安く調達できる競争原理が働く仕組みを研究していただきたいと思います。

以上です。

副委員長（坂上昌史君）それでは、以後の議事の進行は委員長にお願いします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第64号 町立小・中学校の校務用パソコン等の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（佐古員規君）次に、議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員（二見裕子君）11ページの委託料の測量・設計・監理等委託料のところ、公園のことでお聞きしたいと思います。旧朝代ちびっこ広場の売却に向けた用地測量というふうになっているんですが、ここはもう全く使用していないところでしょうか。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）今言われています朝代ちびっこ広場ですけども、もともと町立第3保育所が建設されていた土地になります。それが移転した後、朝代区のちびっこ広場として活用してきた経過がございます。その後、朝代区で維持管理もやっていた中で活用していただいていたんですけども、この7月に朝代区から要望もございまして、今までやってきた維持管理もなかなか高齢化している中でしんどいという中で、できたら町で管理をお願いしたいという要望もございまして、もう今まで使っていたゲートボールとかも高齢になってきて使う人もいないということで、もう使わないということで、町で維持管理してもらえないかということで要望があったものでございます。

以上です。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）ありがとうございます。すみません、場所がなかなかわかりにくいので、できましたら地図等つけていただいたらありがたいかなと思います。よろしく願いいたします。

委員長（佐古員規君）庭瀬水とみどり課長。

水とみどり課長（庭瀬義浩君）すみません、地図等はついていないので申しわけないです。

一応、場所だけ簡単にご説明させていただきますと、府道泉佐野打田線がございます。原子炉前から土丸のほうへ向かってずっと行くんですけども、朝代の村中から出てくる信号があるんです。わかりますか。朝代大橋からちょうど出てきたところの信号なんですけれども、そこを山を向いて右にちょっと、50メートルぐらい入ったところです。

（「ようわかれへん」の声あり）

水とみどり課長（庭瀬義浩君）ようわかれへんですか。

打田線の朝代の交番署がありますよね。あれのちょっと原子炉側の信号はわかりますか。

（「はい」の声あり）

水とみどり課長（庭瀬義浩君）あの信号を、山を向いて右のほうへ入っていくんです。そこから、ちょうど府道から50メートルぐらい入ったところで道の左手のちょっと高台になったところにその用地があるんですけども、地図のほうがわかりやすいですか。

委員長（佐古員規君）二見委員。

委員（二見裕子君）すみません。朝代なんですけれども、ちょっとよくわからないので、できましたらまた地図等をお配りいただいたらありがたいかなと思います。よろしく願いします。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）11ページの上から2行目なんですけれども、電子計算システム開発委託料の中でマイナンバー旧姓併記等対応と附属資料には書いてあるんです。ちょっと意味がよくわかりませんので、教えていただけますでしょうか。

委員長（佐古員規君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）こちらにつきまして、国のほうで男女共同参画、女性活躍の推進に向けた重点事項の取り組みということでございまして、マイナンバーカードのところに氏名を書くところがあるんですけども、女性につきましては結婚されたら姓が変わるところ、そこにつきまして、女性の活躍の場というところの一つの取り組みとしまして、旧姓もそこに希望者ですけれども載せることができるという、それに伴う電算のシステム改修になります。

以上です。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）13ページの学校管理費の測量・設計・監理等委託料なんですけれど、これは繰越明許費に上がっています。わかっている範囲でスケジュールを教えてください。

委員長（佐古員規君）松浪学校教育課長。

学校教育課長（松浪敬一君）この設計委託料については小学校へのエアコンの整備に関する設計委託料でございます。スケジュールですけれども、繰越明許費も上げているんですけども、10月4日にご可決いただいたとして、そこから入札の準備を始めまして、11月中旬には入札を経て契約締結できるんじゃないかというふうに考えております。そこから業務を開始いたしまして、業務の内容からしまして業務の完了が5月中旬までかかるのではないかというふうに見込んでおります。その関係で年度を超えてしまいますので、あらかじめ繰越明許のご提案をさせていただいたところでございます。

委員長（佐古員規君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第66号 平成29年度熊取町一般会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(佐古員規君)以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

(「10時42分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

佐古員規

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 平成29年9月13日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	阪口 均	副委員 長	河合 弘 樹
	委員	重光 俊 則	委員	浦川 佳 浩
	委員	渡辺 豊 子	委員	矢野 正 憲
	委員	江川 慶 子	議 長	坂上 巳生男

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏 司	副 町 長	中尾 清 彦
	教 育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良 夫
	企 画 部 理 事 兼シティプロモーション 推 進 課 長	明松 大 介	企 画 部 理 事 兼 財 政 課 長	東野 秀 毅
	総 務 部 長	南 和 仁	総 務 部 理 事	林 利 秀
	総 務 部 理 事	塩谷 義 和	住 民 部 長	藤原 伸 彦
	住民部統括理事	吉田 潔	健康福祉部長	小山 高 宏
	健康福祉部理事	山本 浩 義	健康福祉部理事	山本 雅 隆
	都市整備部長	泉谷 徹	都市整備部理事	阪上 敦 司
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり	上 下 水 道 部 長	山 戸 寛
	教 育 次 長	阪上 清 隆	教 育 委 員 会 事 務 局 統 括 理 事	吉田 茂 昭
	政策企画課長	橘 和 彦	人 事 課 長	道端 秀 明
	健康・いきいき 高 齢 課 長	石川 節 子	介 護 保 険 ・ 障 がい 福 祉 課 長	野原 孝 美
	介護保険・障がい 福 祉 課 参 事	根来 雅 美	保 険 年 金 課 長	野津 博 美
	まちづくり 計 画 課 長	馬場 高 章		
	紹 介 議 員	文野 慎 治	鱧 谷 陽 子	
	請 願 者	大浦 正 義	林 秀 次 郎	
		辻 まち子		
事 務 局	議 会 事 務 局 長	北川 雄 彦	書 記	藤原 孝 二

付議審査事件

- 請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願
- 請願第3号 国民健康保険（国保）の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願
- 議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

委員長（阪口 均君）皆さん、おはようございます。議案の審議に当たりましては、十分に意を尽くさ

れ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

(「10時01分」開会)

委員長(阪口 均君) なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件の請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止いただきます。よろしくお願ひします。

請願代表者さん。

請願代表者(大浦正義君) おはようございます。熊取社保協の大浦正義です。

皆さんのお手元にA3とA4の用紙が8枚あるかと思ひます。確認いただきたいと思ひます。

まず、私たちの請願としては、請願の項目として、まず大阪府が国保を統一する、その場合に、大阪府民に十分な説明がないまま、あるいは市町村民に十分な説明がないまま進んでいることが一番大変な問題だと思ひております。その上で、大阪府が今まで公表してきた資料に基づきますと、国保料が来年度から統一されることによって13%余り値上がりするということが想定されていまして、これはとんでもないということで、熊取町がそういう動きに対してちゃんと住民の要望や意見を大阪府に伝えていただきたいということが第1点目でございます。

第2点目は、法定外繰り入れが、大阪府下平均でほぼ1万円あるわけでございますけれども熊取町は数百円なんです。それを少しずつでもいいですから上げていただいて、住民福祉を拡充していただきたい。

3つ目は、保健事業を一層進めることによって医療費の野方凶な拡大を抑制するということが非常に大事だというふうにお思ひております。この3点について請願をさせていただきました。

それでは、まず1ページ目の資料を見ていただきたいと思ひます。

1ページ目は、ことしの国保運営協議会で出された資料でございます。大体、国保の料金は一体どういうふうに決まっていくかということは国保運営協議会で審議されて、議会には報告があるという扱いになっているんです。これは一つ問題かなと思ひますけれども、運営協議会の資料について簡単に見たいと思ひます。

まず、医療費と支援分と介護分と3つのグループに分かれていまして、医療分については保険料として8億3,000万円を町の国保加入者に負担させるということで、こういう数式を表示して、結局1世帯当たりで19万5,998円を平均で負担していただくと。1人当たりでいうと、世帯が計算上でいうと1.7人になって平均が11万2,528円、これは去年に比べますと10%以上下がっています。それはどういう事情で下がったかということに入る前に、1.7人という数字がえっと思ひますけれども、1世帯当たり日本の平均は2.3人ぐらいなんです。それが何で国保では1.7人になるんやということなんですけれども、高齢者が多い。だからひとり暮らしの方もいてるし、もう一つは、同じ夫婦やけれども1人は後期高齢者の医療保険に入っているということがあって、10人おったら5人は1人だけしか入っていない、あと4人が2人入っている、1世帯だけが2人以上ということで、平均が1.7人になっているということなんです。

ことしの保険料が大きく下がったんですけれども、これは決算と予算を見ていただく必要があるかと思ひます。

2枚目のデータは、横開きにさせていただいたら見やすいと思いますけれども、24年から去年の28年度までの会計を整理したものです。去年10%ほど値上げするというので28年度は10%上がりましたけれども、国保料の計算でいうと15%余り上がっております。上がったけれども、実際に保険料として給付された分、これは減っているんです。これは、保健事業が推進されたということもありますし、国の病院や製薬メーカーに払う医療費が減ったということなんです。そういう点では、医療が一方的にふえてきたこれまでの経過とはちょっと違う変化が起こっております。これは非常に重要な変化だと思えます。一層、そういう医療費が野方図にふえるということのないようにすることが非常に大事だと思えます。

もう1点非常に大事な特徴として、共同事業拠出金と交付金の差額が2億5,300万円と予算ではなるんです。1の表と2の表の下に拠出超過額というのが入ります、米印3。「超過率」になっていきますけれども「超過額」です。これが、25年度は予算としては2億5,300万円組まれていました。27年度は1億4,000万円が拠出超過になっています。それ以前は数千万円の拠出超過で、拠出超過の少し前までいくと、交付金の超過した時期も熊取町はあります。ですから、27年度から異常に拠出超過が膨らんだというのが一番大きな問題だと思えます。

それから、次のページを見ていただきましたら、A、B、C、Dという4段階で表をつくっています。そこを拡大コピーしているんですけども、これでも非常に見にくいという状態です。一番下に大阪府の第1次の粗い試算が出て、8月末に第2次の試算を出すと言っていたんですけども、まだ出ていません。ですから、大阪府はいろいろ迷っているんやと思えます。そういう点で、それが右端下の左のほうに13.5%の値上りを指摘しております。

その次の4ページ見ていただきますと、一般会計からの法定外繰り入れ、大阪市は14年度では、一番上にありますけれども、2万2,521円法定外繰り入れをしていました。ところが、17年度になると1万9,757円、3,000円ほど減っているんです。その次のページを見ていただくと拠出金の変化を見ることができます。大阪府は、拠出超過ではなく交付超過になっています。2016年度で予算上ですけれども67億円、それから2017年度でも6億7,000万円と、膨大な交付超過を経っております。そういう点では、熊取町が拠出超過になって大阪市が交付超過になっているのは非常に大きな矛盾だというふうに思っております。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（辻 まち子君） 辻です。よろしくお願ひします。

私は、まず住民協働提案事業としてこどもレストランを現在やっております。そのときにお母さんたちの声をよく聞くんですけども、本当に生活が大変だと。そのときに、保護者の人は300円持ってきていただくんですけども、その300円もないと言われたお母さんもありました。

退職して、地域の方々と話すこともとても多いです。近所のおばあちゃんが、どうしてみんなは黙っているんだろう、私たちはこんなに生活苦しいのに。熊取町は住民のことをどう考えているんだろうということを言われます。大阪府のほうに顔が向いていて、熊取町に住んでいる人たちのほうには顔が向いてないんじゃないかということも言われたことがあります。そこに住んでいる人たちがどんなに大変か、やっぱり国保料が値上がりすることによってどれだけ生活することが苦しいのかということ、本当に人々の町民の人の声を聞いて、すごく心に響いております。

委員長（阪口 均君） 以上で、請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君） 今、請願について説明をしていただきました。大阪府統一化について保険料の負担軽減を求める請願ということですが、今ご説明あったように、第1回目の試算の結果との比較ということなんです。最初に説明された横長の表で、一番下のほうに平成29年度大阪府統一保険料試算、これは第1回目の試算と平成29年度熊取町との比較とあります。この平成29年度熊取町の保険料というのはどの保険料なんでしょうか。29年度は28年度に比べて下がっているんですけども、28年度と29年度を比べた場合、恐らく28年度の熊取町の保険料は高かったと記憶しているんですけども、

29年度の熊取町は、今、29年度新たに値下げされた保険料と比較すると29年度大阪府の統一保険料の試算値が13.5%高いと、そういうことなんでしょうか。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） そうです。Cの欄がことしの保険料なんです。Cの欄の保険料率でいうと、医療分と支援分と介護分の合計が13.43%になっているんです。これはC-2ですけれども、その下、Dの欄を見ますと、8.79、2.60、2.41ということで14%近くになります。全体が均等割も高額になっています。均等割が2万6,935円から3万4,000円という、8,000円ほど値上がりするんですね。1人当たりの保険料がそれだけ値上がりします。ですから、全体として2月の試算、第1次試算では13%値上がりすると。第2次の試算は8月末というふうに府の職員はおっしゃっていたんですけれども、もう9月の中旬になってもまだ公表されていないと。3日ほど前に電話した時点では、いろいろ調整しています、ややこしいんですということをおっしゃっていました。今回はコンピューターの不都合ということは、ソフトの不都合ということではなくて、さまざまな調整があって非常に難しいですというふうにおっしゃっていました。

委員長（阪口 均君） 重光委員。

委員（重光俊則君） わかりました。もう1点、けさ私たちが受け取ったんですが、大阪府国民健康保険運営方針たたき台というのは8月29日の日にちが出ているんですけれども、ここの中で法定外繰り入れとか激減緩和措置の仕方とか、その辺がかなり今までにない、段階的に軽減する等の措置が書いてあるわけです。これに基づいてももちろん試算はできていないんですけれども、8月29日の大阪府の国民健康保険運営方針たたき台というのはごらんになって、その上での今回の説明なんでしょうか。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） その答申というか試案、それについても一応見させていただきましたけれども、法定外繰り入れについては熊取町並みに七、八百円まで減らすと。災害とそれから所得激減、この場合だけ法定外繰り入れを入れてもよろしいという方向で話をまとめつつあるようです。ただ、それが市町村との合意が非常に難しいということはあるようです。

それで、大阪府と同様、佐賀県も大阪府に近いやり方でやろうとしていたんですけれども、佐賀県は、試算を公表した第1次の段階で市町村から猛反発があって、統一は難しいという結論に変わりました。ですから、大阪府の試算なり方針が正確に市町村に伝われば、全ての市町村ではないと思いますけれども、法定外繰り入れをたくさんしているところ、そういうところは大変な問題になってくるなというふうに想定できると思います。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） すごい資料をありがとうございます。

まずもって本請願の趣旨と理由のところからちょっとお尋ねしたいんですけれども、まず、とにかく国保会計の赤字補填や国保の軽減のために一般会計から法定外繰り入れを拡充することというのが大きな趣旨やと思うんです。今先ほど説明ありましたように、法定外繰り入れについては熊取町はやっていないと。

（「少しだけ」の声あり）

委員（渡辺豊子君） ちょっと質問を最後まで聞いてくれますか。

保険料に影響する法定外繰り入れはやっておりません。そして、今統一する話の中でも、今説明ありましたように、災害とか緊急のそういった必要、企業倒産して収入がなくなったという、そういう分についての法定外繰り入れは町もやっていますが、大阪府としてもそういう分については統一しようという、そういう動きやということやと思うんです。だから、法定外繰り入れをすること自体がやっぱり一般会計を圧迫してしまいますので、熊取町におきましても今、行政は行革しなければならぬというところで、大変な中で一般会計からまたそういった繰り入れをするのはどんなものかなというふうに思うんです。

そのことを踏まえまして一つ聞きたいのは、真ん中辺のところで「大多数の市町村は国保料値上げを抑制するために法定外繰入を継続する方向であり、原則禁止を強制できない状況です」とありますが、この辺の意味を説明してもらえますか。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） 2月の時点の大阪社保協と大阪府の懇談があったとき府の職員の方が、強制できませんと。それまでは、去年まではもうそれはやってもらうやと、絶対なんやということ非常に強く強調されていて、市町村の職員がいやそんなこと言うてもと言うても、いやそれはだめです、ちゃんとやってもらいますというふうに言われていたんです。ところが、3月の初めの大阪社保協の懇談のときに、それについて何名かがこれは問題と違うかという質問をしました。そしたらその時点で、強制はできませんと、今までとところと態度が変わったんです。市町村の独自の予算について私たちがとやかく指示することはできませんと。ただ、協力をお願いするという方向で考えておりますというふうに態度がころっと変わったんです。

そういうこともあって請願を一旦取り下げたんですけれど、その後、各市町村の担当者が大阪府に対して、法定外繰り入れを圧縮するということが非常に難しいということを言うています。それに対して大阪府のほうは、その後、明確な態度表明は今のところないんです。それは、第2次の試算とともに態度表明されると思います。

一部の方が法定外繰り入れの利益を受けているということではなくて、今、保険料が払えなくて、実際に正規の保険料をもらえない方が3割ほどいるんです、短期証明とか。そういう点で、国保料の値上げを抑制するということが非常に大事やと思います。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今、説明の中で、一応6年間は、法定外繰り入れしている市町村というのは府内で15市町あるんです。43市町村ある中で法定外繰り入れしているのは府内で15市町だけなんです。その15市町の中で、やっぱり市民の方が急に保険料が上がったら大変やというところで6年間は軽減措置をしましょうというところで、今のところはそういった法定外繰り入れも継続するという方向だというふうに私は理解させていただいております。その中で、大多数の市町村が国保の値上げをというふうに書いています、この書き方ですよ。大阪府内でやっているのは15市町で、その15市町の中でそのうち大多数というのは、15市町の中で何市町村が継続する方向でいてるんでしょうか。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） 今、渡辺委員が10何ぼとおっしゃいましたけれど、大阪社保協が整理しているデータによりますと29市町村が法定外繰り入れを相当やっていると。熊取町は法定外繰り入れをやっていないというふうな言い方をされましたけれども、法定外繰り入れね。

（「保険料に影響する」の声あり）

請願代表者（大浦正義君） 保険料に影響するということではなくて、法定外繰り入れというのは法定繰り入れ以外の法定外繰り入れということですから、そこはやっぱり誤解されたらあかんと思います。

委員長（阪口 均君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 保険料の値上げを抑制するためにやっている法定外繰り入れ、保険料に影響する法定外繰り入れ、これは大阪府のホームページから出してきた分なんです。府内平均すると、1人当たりの保険料額と1人当たりの保険料負担緩和と保険料を緩和するための目的で法定外を繰り入れしている市町村という表があります。これは正式なデータです。それを見たところ15市町だけなんです。だから、その15市町はこの請願に賛成やと思うんです。でも、熊取町についてはしていないんで、熊取町がやっている法定外、災害とかそういう分についての法定外繰り入れ、年間約1,000万円程度ですが、その分については府内統一、今後もそうするということですので、ちょっと熊取町はこの請願には見合わないというふうに思っております。

質問はそれと、もう一つ質問なんですけれども、今先ほど13%上がるとかいう試算を言うてはりました。先般、この2月に出た額というのは国費にも入っていない、何にも入っていない、諸費

用も入っていない、本当に粗い粗い試算で、まだその試算と比べるのおかしいと思うんです。8月か9月に出ると言っていますのでその額、でも、粗い試算でも熊取町は10.2%下がると言うていたんです。そやのに、そこに国の補助金が入ったらもっと下がるということも考えられるわけなんです。だから、13%上がるという根拠を教えてくださいませんか。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） 粗い試算に基づいて計算すると13.6%上がると。粗い試算というのは、先ほど国の支援を一切考慮していないということです。大阪府としては、ちゃんと第2次試算が出れば正しいことが言えると思うんですけれども、そこどころが言えないです。ですから私たちは、第1次試算が現在のところ大阪府として公式に発表している態度ですから、それに基づかざるを得ないというのが一つです。

もう一つは、大阪社保協が各市町村に法定外繰り入れは予算の中でどうなっていますかというアンケートをとっているんです、毎年。そのアンケートに対する回答では、29市町村が結果として法定外繰り入れしていますよという回答になっています。その回答の違いというのは、多分、最終的に保険料を払えない人たちが熊取町でも3月末時点では10%いてるんです。95%回収しているということになっていますけれども、だから、あとの5%の人たちに対して一定の措置をしていると。熊取町は95%の回収率ですけど大阪市は85%なんです。ですから、払えない人たちに対する措置というのが予算やとかいろんな形でされておるんです。首長が判断したらできるという法定外繰り入れもあるんです。ですから、そういうところも含めて大阪社保協にはデータとして報告されているわけです。

ですから、大阪府としてデータを集めたら15市町村かもしれんけれど、実態として私たち大阪社保協がアンケートをとったことに対する回答としては、29市町村が法定外繰り入れをしているというのが実態なんです。

委員長（阪口 均君） ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君） いろいろ資料、ありがとうございます。

請願の中身なんですけど、約260億円を一般会計から拠出しているというふうなことを書かれています。その中で、1人当たり平均1万円というふうな形で法定外繰り入れを行っていて、国保料の値上げを抑制しているというふうな表現があるんですけども、260億円で1人1万円ということは、260万人の方が法定外繰り入れで1万円も安くしてもらって恩恵を受けているというふうなことになります。これは、さっき言った大阪府が全体で、大阪府の渡辺委員がおっしゃった法定外繰り入れの資料は15市町村になっています。これは多分、赤字の補填であるとか国保料の値上げに関するものを抑制するというふうなやつに使われているのが15市町村なんだろうというふうなことと、調べられたのが29と言いましたか。というふうな形でかなりの差があるんですけども、実際に260億円で1人1万円ということは260万人ですよ。880万人の府民の中で率で言うたら29%ぐらいになるんですよ。これが大多数を受けているというような表現であるのは、なかなか理解できないというふうなことです。完全に受けていない人のほうが620万人という形で多いわけですから、その辺どういうふうな考えなんですか。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） ありがとうございます。国保には、今公務員の人、あるいは民間企業に努めていて事業所の医療保険に入っている人もあります。ただ、その人たちは60歳あるいは65歳定年になったら、熊取町の職員も嘱託とかなんとかいうことで正規並みのというか、勤務時間によっては会社の保険に入ることができるけれども、ほとんど国保に入るんです。だから、貧しい人、年金で生活しなければならない人たちが結局全部国保に入ってくるんです。ですから、現役で働いている人の年間平均所得は400万円余りですけども、国保加入者の平均所得は非常に低いんですね。150万円を切ると思います。130何万円ぐらいですわ。ですから、社会保障としての国保というのはそういう性格を持っているんです。ですから、それは府民が、あるいは町民全員が必ず入らなあか

ん保険なんです、今は入ってないけどもね。ですから、そういう観点でいうと、熊取町のいろんな施策がありますけれども、100%の人が必ず国保に入ると、将来は。

ところが、熊取町のさまざま施策の中で、私は全然恩恵を受けていないという人も、国保には必ず恩恵を受けるわけです。例えばひまわりバスが走っていますよね。ひまわりバスに乗ったことないとおっしゃる人は、大部分の人が乗ったことはないんです。ですから、そういう点でいうと、国保に1人当たり300円とか400円、多いときで700円ぐらいですけども、もっと2,000円とか3,000円に、一遍に3,000円まで無理としても1,500円、2,000円に引き上げてもらうということは、生活困窮者にとって非常に大事なことだと。

この表、グラフでも書いていますけれども、低所得者ほど所得に対する保険料の比率が高いんです。ですから、所得の20%を超えてしまうような国保料というのは、これはもう異常な事態やと思います。国保料を払うために生活ができなくなる、だから払えないという方が3割出てくるわけです。短期証とか資格証とかいう形で3割の人がそれを利用せざるを得ないという状況になっているわけです。

委員長（阪口 均君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） 熊取町の国保加入者が町民の4分の1ですよ。行く行くは全員がお年を重ねられて仕事をやめられたら国保に入るといふような形で、全員が加入するといふような表現をされていますよね。だからこそ、国保以外の住民であったりとか府民の皆さんが大勢入っているような保険、その保険が国保以外ですよ。いろんな会社の保険であったりとかしますよね。そこからやはり支援分という形で熊取町であったりとかいろんな各市町村に入っているわけです。それは、行く行く入るからいふような形で今現在の支援分として入っているといふような形ですよ。それは一緒の認識ですよ。

大浦請願代表者とかがおっしゃっているのは、それは言うたら負担をしてもらっているといふような形ですよ、4分の3の皆さんから。今おっしゃっているのは、法定外繰り入れをしてほしいといふことは、その人たちにももう一つ負担を強いるようなことにもなってくるわけですよ、一般会計からこっち側の法定外繰り入れで国保に財源を入れるといふようなことは、いふように認識をさせてもらうんでね。

委員長（阪口 均君） 請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君） ひまわりバスが一般会計から出ていますよね。その全く恩恵を受けていない人もたくさんいるわけですよ。でも、国保は必ずみんなが恩恵を受けると、そういう必然性を持っているんです。

私らは、若いとき働いて会社の保険に入っていたと。そのときは若いし元気やから、余り医療費は使わないんです。その分を会計から年とった人の分を支援するために国保に入れる。ただ、これもちょっと問題があることはあるんです。国保加入者とそれ以外の方を分断させると。何でわたしが国保の分を出さんならんねんといふ人も出てくるわけですね。そういう分断のおそれがある。ですから、昔は国が5割以上負担していたんです。今は2割に減っているんです。その分をほかのところへ負担させているんです。国保加入者も介護保険とか後期高齢者の保険分を負担しているんです。ですから、そういう点では国保の負担がずっとふえてきている、その現実をやっぱりよく見る必要があると思うんです。

低所得者が、貧困家庭が2割も保険料負担せなあかん。ずっと払えない人が3割いてるんです。年度末まで払えない人が1割いてるんです。そういう人たちが資格証とか短期証とかいうことで追い詰められているんです。そういう追い詰められている人たちの気持ち、生活実態をやっぱり理解してほしいと思うんです。

委員長（阪口 均君） 矢野委員。

委員（矢野正憲君） そういった観点と、それから一つ違う問題があるといふようなことをおっしゃいましたよね。まさに、例えば国民保険に支援分を出す分、これが高くなってきているんで、もうなか

なか健康保険はやっていかれへんと、だから解散しますというような事例もたくさん出てきているというふうなことも理解しています。やはり、今現在が支援分をさせてもらっている、それはもう4分の1の町民以外、4分の3ですよ。国保の加入者以外の人たちはそういった形で今、支援分をさせてもらっている。今現在でも支援してくれているわけですよ、国保加入者以外。それは、例えば国保加入者じゃなくて違う保険に入っているところとかは支援分を出してもらっていて、今以上に一般会計から法定外のほうに入れるという形になってくると、健康保険組合が解散しているような状況の中で、もう一つそれが助長されるような危険性もはらんでいますよね。その辺も、とりあえず大浦請願代表者も認識はされている問題やということでおっしゃっていたから。

委員長（阪口 均君）請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）ですから、それはやっぱり国が財政負担、国保に対する負担をどんどん減らしてくる中で新しい矛盾がつけられてきているんですよ。ですから、国の責任というのは非常に重いと思うんです。だから、国がやっぱり社会保障、これは法律で決まっている、憲法でも決まっていることですから、国が優先的にそういう財源措置をしていかなければならないということになると思うんです。市町村でそういう赤字が出た分を補填しないということになると、どんどん国保料は上がってしまうんです。だから、先ほど言うたように、大阪府への報告は15やけれど、実態として赤字補填をしているというのが、それほど皆国保の加入者は今困っているんやという実態なんです。その点は熊取町でも同じようなことが言えると思います。非常に支払いが苦しいという方が3割いてる、年度末に払えない方が1割いてる、その人たちの暮らしをどう見るかということなんです。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）質疑というか、確認だけさせてほしいんですけども、今回この請願は209名の方が同意されて請願させていただいているんです。ここに今上がっている分、3人いてはるんですけども、署名は自筆なんですか。自筆ですか。

委員長（阪口 均君）請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）ほとんど自筆です。奥さんの分を書いている人もありますけど。

委員長（阪口 均君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回この分と2つあるんですけども、2人目の方は住所が違うんです。その辺ちょっと、自筆、本人だったら住所を間違えることはないと思うんですが、ちょっと確認だけお願いします。どうなんですか。

委員長（阪口 均君）請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）それはご高齢で、どっちも自筆です。それはどっちも自筆やけれど、番地の下のほうを書き間違えたということはあると思います。私は一々あんたここ間違ってるよということはいませんので、気づかないし、言わないということはあると思いますけど。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）大きな3番目、「町は、医療費の拡大と国保料の値上げを抑制するため保健事業にいつそう力をいれること」、考え方は同じです。やはり特定健診であるとか、その受診率を上げる。それに基づいた指導ですよ。あとは医療費削減につながるといってもジェネリック薬品、そういったものにもっと力を入れてほしい。あと、介護とかになればタピオ体操プラスとか、そういったことに力を入れろというふうなことをおっしゃっているんだと思いますが、3番については賛同できます。ただ、2番の法定外繰り入れというのは、さっきから言うているように二重の負担を強いるようなことになってくるんじゃないのかというふうな考えを持っています。

そういうふうなこともありますので、質問と言うよりも意見表明になってしまいましたが、3番については同じような意見を持っていますので、どんどん進めていただいて、それからインセンティブも獲得できるように、徴収率もやっぱり上げないといけないというふうなことも思っていますので、それはしっかりと、議員の立場としてもきつきたいていいきたいなというふうに思ってい

ます。

委員長（阪口 均君）ただいまのは質疑ではありませんので、答弁の必要はございません。
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて、委員皆様のご意見並びにご質問を賜ります。ご意見・ご質問はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この請願につきまして、私自身、熊取町にはこの請願は見合わないというふうに思っております。先ほども言いましたように、大阪府で調べた15市町、法定外繰り入れをやっている市町村が出すんやったらそこは仕方ないかなと思いますが、熊取町は現にやっていない。やっていないところがこういった請願を出すのはちょっと筋違いかなというふうに思います。

それと、一番最後に「大阪府は、医療費水準を考慮せず」とありますが、医療費水準は熊取町は高いほうなので、医療費水準を入れたら保険料が上がるのではないかと思いますので、私自身はこの請願には同意できないというふうに思っております。

そして、概算だけで上がってきた保険料だけで13%も上がるというふうに不安をあおるような中身になっている請願には賛同できないということを意見として言わせていただきます。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）紹介議員の一人として発言させていただきます。

当初、3年間の激変緩和措置が入り、当初の保険料は安く上がってくるかもわかりません。それと、先ほど渡辺委員が言いました法定外繰り入れ、6年間経過措置を置くということであれば、当初から統一国保料の中で、6年間は統一国保ではないという自治体が出てくるということですよ。そういう中で、熊取町がこれから保険料を決めていく上で、大阪府から出された統一保険料をそのまま受け入れていくのか、それとも、保険料は自治体が決めるんだと私の質問の答弁でいただいています。自治体で決めていくのであれば、運営協議会で保険料が高くなる場合はどうするかという判断が今だったら大阪府のとおりやれというようなものになってしまうので、熊取町民のことを考えて保険料のことについて意見が言える運営協議会であってほしい、そういう部分ではそういった軽減も広げるような法定外繰り入れもありだという、そういう枠が必要だと思います。

それと、平成28年度10%以上平均値上げによって赤字がなくなり、6,000万円今回、国保は黒字になっております。黒字になっているから来年度は大丈夫ですけれども、それが万が一赤字になった場合、統一保険料より上乗せで保険料を加算しなければならない事態が起こるやもしれません。そうなったときも、やはり法定外繰り入れについては運営協議会なり議会で保険料のことについて話し合う余地を持つ、機会を持つということはとても大事なことだと思います。

ですので、私は住民の生活、ただいまいろんな生活実態を聞かせていただきました。そのことを受けとめて、この請願にぜひ賛同していただきたいなということを意見として申し上げておきます。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）大阪府の国保統一ですけれども、第2回の試算が8月に出るといってまだ出ていないという状況であるということと、本日、委員に配付された大阪府国民健康保険運営方針自体が今は出てこない、これもたたき台であって、中身はどう変わっていくかわからない状況にあります。そういう中で、大阪府方式の統一化に伴う一方的な値上げどころかという請願が出てきているわけですが、これを判断する材料が十分ないと。

次に出てくるのが、12月までに最終的な方針を決定して公表すると。もちろんそれまでに第2回目の試算が出てくるはずですから、そういう状況でこの請願を判断すべきじゃないかなということで、審査継続とするべきじゃないかという意見です。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）私の意見としては、従来から国保の大阪府統一によって非常に見通しが見えにくい

中で、委員、それから住民の皆さん、職員の皆さんと一緒にいろいろと議論してきているわけですが、今回の資料でも国保の料金が上がってきてお支払いに非常に苦しんでいるという、そういった実態をいろいろと説明いただいて、私としてもそういった人たちの保険料を抑制していく意味でも、3番で書かれているようなこれ以上値上げをしていかないような抑制措置というものを考えていくという部分では、非常に私も、行政、みんな賛成になると思うんです。

今、賛成できないという理由について述べさせていただくんですけども、一方で国保の加入者は25%で、それ以外の人たち、先ほど矢野委員もおっしゃっていましたが、そういった4分の3の人たちからの支援を25%の人たちのためにもっと追加していくというような方向性、いわゆる法定外繰り入れ、一般会計からの繰り入れを行うことはそういったことにもつながるといふところだと私も思っていますので、国保の保険料を抑制していくといふところと、だからといって4分の3の人たちの保険料を値上げしていきます、支援を広げていきますといふところとは、なかなか一緒に考えていくといふのがどうしてもちょっと難しいといふか、この請願だけでは判断できないといふところが正直なところでして、そういった意味で、この請願に関しては賛同が非常に難しいという立場になるかと思えます。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

意見・質問なしと認めます。以上で意見・質問を終わります。

ただいまからしばらく休憩いたします。

（「10時50分」から「10時56分」まで休憩）

委員長（阪口 均君）それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。重光委員。

委員（重光俊則君）本請願につきまして、継続審査の動議を提案いたします。

委員長（阪口 均君）ただいま重光委員から、請願第2号の件について継続審査とすることを求める動議が出されました。この動議について、賛成者は起立願います。

（起立 1名）

賛成者1名ですので、議題として取り扱いをいたしません。

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（重光俊則君退場）

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第2号 国民健康保険の大阪府統一化に伴い国保料の負担軽減を求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 1名）

起立少数であります。よって、請願第2号は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で、請願第2号の審議を終了します。

（重光俊則君入場）

委員長（阪口 均君）次に、請願第3号 国民健康保険（国保）の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰入を求める請願の件を議題とし、審議を行います。

議会委員会における請願の趣旨説明に関する取扱要領の規定により、請願の趣旨説明等のため、請願代表者が出席及び紹介議員が同席されております。

まず、請願代表者に請願の趣旨説明を行っていただきます。

なお、趣旨説明の時間は10分となっておりますので、10分経過時点で中止していただきます。よろしくお祈りします。

請願代表者さん。

請願代表者（大浦正義君）熊取社保協の大浦です。資料のまた1ページ目に戻っていただきまして、国保運営協議会の資料というのがございます。

歳入と歳出の差額を埋める保険料というのがありますが、高所得者、中間所得層の上位と高額所得者です。その人たちについては賦課限度額というのが設けられています。医療費については54万円が設けられています。ほかの介護支援19万円、16万円というふうに限度額が設けられています。その限度額を超えた部分、単純計算では理論上の保険料というのが出てくるんです。その分が、1番目の上に医療分の（1）の下に高所得者の賦課限度額54万円を超える分は6,600万円であると。支援分は2,260万円であると。介護分が1,120万円であると。その合計が9,987万9,000円、約1億円になります。この1億円が低所得者の側に転嫁されるという仕組みになっております。

ただ、貧困層には転嫁されません。請願要旨の真ん中に表があります。A、Bの高所得者、高額所得者と中間所得層の上位3%に限度額があると。法定軽減の人たち、これはゼロ、負担はかけられないと。ですから途中の60%余りの人たちに保険料が転嫁されると。ですから、低所得者と中間所得層の中・下位の人たちが高所得者の保険料を自動的に負担すると、こういう仕組みになっているんですね。

一方、低所得者、貧困層には負担軽減、7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがあって、それは公費で国と大阪府、熊取町も少し出しますけれども、公費で負担されています。これは皆さんご存じのとおりで、法定繰り入れという制度があります。ですから、せっかく低所得者の負担を減らしているところへ高所得者の分をまた乗せるという政策的な矛盾があるんです。ですから、高所得者の賦課限度額を超える分について、ちゃんと公費で負担せえということを請願しております。

私からはそれだけです。

委員長（阪口 均君）請願代表者さん。

請願代表者（林 秀次郎君）お手元の6ページと7ページを見てください。

ページが逆になっております。私がまず7ページ目の説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

このグラフは、限度額を超える保険料約1億円を中間所得者に転嫁している模式図です。グラフは、横軸に年間所得、所得ゼロから1,040万円まで、それから、それに見合う年間保険料を縦軸にとっています。折れ線グラフなんですが、2つ、実線と破線のグラフがございます。実線はことしの29年度の保険料です。注目していただきたいのは、年間所得640万円の人の保険料が89万円、これは賦課限度額制度によって抑えられて89万円、ですから640万円よりも高くなっていても89万円で抑えられるわけです。

一方、破線がございます。破線はどういうことかといいますと、グラフでBゾーンというところが右上のほうにあるかと思えます。これは、賦課限度額制度による収入不足額が約1億円、このBゾーンの転嫁をしなければ破線の折れ線グラフ、そういう形になります。しかし、収入不足を補わなければいけませんので保険料は上げないといかんということで、平成29年度の保険料は破線のグラフより高くなっている、そういう目で見ていただきたいと思うんです。

それで、下のほうに所得33万円未満の方は軽減70%。それから87万円以下は軽減50%、それから131万円以下が20%と、こういう形になっているわけです。そして131万円から640万円までの人、これは法定軽減の対象にならない方が36%ございます。この方たちの層が先ほどの税収不足を補っているという模式図なんです。

そして、このグラフからちょっと私が思ったんですが、委員の皆さん方、自分の保険料はどのぐらいになっておるかちょっと思い出して、見ていただければと。89万円以上の方は、ああ我々は

ちょっと高給取りやなということで、自分よりも下の所得の人に負担をかけているなど、そういう思いをしていただきたいです。逆に、89万円よりも下の方はこういうふうには思っていないかと。何で我々収入の低い人が、高所得者が熊取町では約3%おります。そういう人たちの保険料を補っておかないかんねんと、何か文句が出そうなあれですね。こういう形で、委員の方も一度自分の保険料を思い出していただければと思います。

次に、図6になるんですか、下のほう、これは平成28年度各市町村の保険料並びに繰り入れ額です。これは、ここに書いていますように大阪国保統一化資料、ことしの2月に大阪府から出された資料です。これを表で出されておったんですが、グラフ化しますと、熊取町は右のほうにあります。守口市、熊取町ということで、大阪府で2番目に高い保険料を支払っておることになります。そしてもう一つ、先ほどの請願2のところで問題になったんですが、熊取町の法定外繰り入れ、これは1,856円ということで、大阪府でもやっぱり低いと、こういう実態があります。ただ、これはことし2月に大阪府から出された資料に基づいております。この資料について、責任は私は持ちません。

ということで、まとめます。時間が余りないので、軽減措置というのはあくまでも大阪府、それと国の公費で賄われておるわけです。そして、賦課限度額についても同じ公費で賄うように、熊取町が他の市町村に働きかけて公費で賄う、市の法定外繰り入れじゃなくて大阪府等に求める、こういう請願です。

以上です。

委員長（阪口 均君）以上で請願代表者からの趣旨説明を終わります。

それでは、請願代表者及び紹介議員への質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で請願代表者及び紹介議員への質疑を終わります。

それでは、本請願の取り扱いについて、委員皆様のご意見並びにご質問を賜ります。ご意見・ご質問はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）本当に熊取社保協の皆さんは勉強されていて、すごいなというふうに毎回説明を聞いて感じております。

賦課限度額、毎年金額が上がってくる中で、本当は保険料が下がるはずだったのに料率によってまた保険料が上がる、その繰り返して、最初、賦課限度額が上がれば全体の保険料が下がるんやとって、それを納得して賛成してきた時期も我々はあるんですけども、余りにも賦課限度額が上がってくる中で、点線から実線との間の隔たりというのにすごく異常を感じて、ある時期から反対に回っておりました。

今回、平成30年度から大阪府の統一化に当たりまして、この部分はやはり国や府、熊取町以外のところで保険料を下げるために投入してもらうことはとても大事なことだと思います。ぜひ皆さんの賛同をお願いしたいなと思っております。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）ちょっとこの請願の趣旨というのがよく理解できてないんですが、私自身、国の制度ですよね、賦課限度額を設定するというのは、保険料を青天井にはしないというところで、国民健康保険制度として賦課限度額があるかと思うんです。その超えた分、今のお話でしたら高所得者に対してはもっと限度額を上げろという意味ですか。今、賦課限度額がとれていない部分、実線より上の破線の部分については……

委員長（阪口 均君）渡辺委員、質問は……。

委員（渡辺豊子君）すみません。質問を終わったんで意見です。だから、その辺でちょっと理解できないんですが、破線の分を中間所得に負担がかかっているから、それを国費で補えということの趣旨かと思うんです。その国費というのは結局消費税になってくるかと思うんですね。医療、年金、介護についてはやっぱり消費税をどうするかというところで、今、国のところは社会保障費についてそうするかというのをやっていて、今、経済情勢もあって消費税というのは8%でとまっています、

次に10%という話になっているかと思うんですが、そういった中でまた保険料についてのそういったところの補填という話も来るかと思えます。そういった意味で、今回のこの請願については、国費を投入するという点については今の段階では難しいというところで、賛同できないというふうに意見させていただきます。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）請願者の方が非常にわかりやすい図表をいただいております。ここにありますように、賦課限度額まで到達した人というのはそれ以上の費用を国民健康保険料として払う必要がないわけですが、その部分が全体としては足らなくなる財源として低所得者に負担がかかっているということです。

ここの賦課限度額をさらに上げなさいという主張ではなくて、これは所得税とかそれとも絡んでくるわけですが、高額所得者に対してどこまで税をかけていくか、それを社会福祉に還元していくかというのと同じような考え方になるわけですが、賦課限度額以上のものはもう払わないわけですから、その部分について、低所得者に賦課を回すんじゃなくて、その部分は国・府がお金を十分補填して、システムとして足りないお金として国・府が補填すべきですよという主張です。これは、今まで賦課限度額は国が定めた制度やから仕方がないということで、国の制度やからということによって来ていたけれども、やはりこういうところを、税制を含めて誰が負担すべきかということを含めてきちんと国・府がこの辺のサポートをしっかりしていく必要があるんじゃないかということで、これは自治体としては、ほかの自治体でもないような画期的な提案やと思うんです。

そういう意味で、熊取町としてこういうことを発信していくというのはいいことかなと思っていますので、賛成いたします。

委員長（阪口 均君）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で意見・質問を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、請願第3号 国民健康保険（国保）の賦課限度額を超える保険料を国と大阪府の公費による法定繰り入れを求める請願の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 2名）

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で、請願第3号の審議を終了します。

ここで、請願代表者及び紹介議員には退席をお願いします。

なお、町職員の説明員が入室の間、しばらくの間休憩いたします。

（「11時16分」から「11時24分」まで休憩）

委員長（阪口 均君）休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。
町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。
委員長（阪口 均君）以上で補足説明を終わります。

委員長（阪口 均君）初めに、議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。江川委員。

委員（江川慶子君）質問させていただきます。

まず初めに、福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整備に関する条例の中に条例が5つあります。これ、条例を決めたり改正したり廃止にしたりというのは議会の中で議員の大切な役割だと感じておりますが、今回5つの条例がこの中に含まれているということに対して、私ども、これを精査、審査するに当たり、この条例については賛成なんだけれどもこれについてはいかがなものかというものがぶっ込みでこの中に入っているんですよ。ですので、この提案の仕方というものに対して、1つずつ審査せずに5つを一遍に提案されるというものはいかがなものかと。これ1つ反対したら全部反対みたいにとられるのではないかと、そういったふうな懸念を感じたもので、先にその点を質問させていただきます。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご指摘のとおり、整備条例ということで、内容については5つの条例に関しての一部改正なり廃止なりをさせていただいている条例ということで、非常に見づらいというのはご指摘のとおりでございます。

ただ、制度の趣旨といたしましては、大阪府が補助制度を持っております福祉医療費助成制度、この制度を全体として見直して、全体として持続可能な制度としてこれから維持していきましようという一つの趣旨、目的に従って内容を改正させていただく形になりますので、どうしてもこういう整備条例という形でのご提案になろうかと思えます。中身につきましても、一つが反対やからということであれば次の条例にも次の条例にも影響を及ぼす形になりますもので、このような整備条例というような形でのご提案をさせていただいたというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）今回はそういうことであるということと理解します。

また、こういうことが多々、前回もあったなと思い起こせばあるんですが、できれば一つ一つの条例について委員はしっかり判断していきたいなと思うところであります。それは私の意見として述べさせていただきます。

それでは質問に入りますが、今回、身体障害者等医療費助成条例が名称も変更しまして重度障がい者医療費助成条例、もう一つがひとり親家庭医療費助成条例、もう一つが子ども医療費助成条例、次が長いんですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例ということで、マイナンバーの関係のことですね。この4つが最後の添付資料の中にありましたが、もう一つというものは老人保健のことでしょうか。その辺、ご説明をお願いします。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今、江川委員からご指摘いただきました老人医療の件なんですけれども、今おっしゃっていただいたのは新旧対照表をごらんいただきかと思うんですが、議案書9ページからの本文をごらんいただきますと、こちらのほうで、まず第1条で身体障がい者の条例の改正について掲載させていただいております。10ページです。

続いて次、13ページですけれども、こちらに2つ目のひとり親家庭医療の分がありまして、次に17ページで子ども医療、第3条となっております、次の19ページのところに第4条とございまして、こちらのほうで老人医療費助成条例の廃止ということで出ておりまして、これが5つ目となっております。全て今回提案させていただいておりますのは、5つの条例ということにさせていただきます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。先日の議員全員協議会の中で、身体障害者等医療費助成条例から重度障がい者医療費助成条例に変わることによって対象者の枠が変わるということで、ここで大きく変更があると思うんです。それで、議員全員協議会のときのご説明では218人の方が外れるということですね。新たに58名の方が対象に加わるということですね。この制度に対しては経過措置があって、3年間で160人、それは違いますか。そこを、もしよければお願いします。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）経過措置の対象になられる方というのは今回対象から外れる方になりますので、今、江川委員おっしゃっていただきました218名の方が3年間の経過措置の対象になります。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。ありがとうございます。ということで確認させていただきました。

218人の方が外れることに対して、議員全員協議会のときに質問したところ、それぞれに自立支援受益者証、指定難病受益者証、結核患者票などがあり、その人たちは一定その保険証ですか、それによってフォローされているんだという説明であったと思うんですが、その辺はどうですか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今、江川委員おっしゃっていただきましたそれぞれの医療証等をお持ちの方の分なんですけれども、まず指定難病の方です。こちらの方は指定難病受給者証ということでお持ちの方でして、それに対しまして公費で難病に関しては2割負担で受診いただけるということになっております。

次に、結核患者の方ですけれども、こちらの方は結核患者票というものをお持ちでして、結核に関して受診される場合については、国保の方については負担はゼロということになっております。社会保険の方は5%の自己負担をいただくというものでございます。

あと、次に自立支援の受給者証というものをお持ちの方ですけれども、こちらの方につきましては、自立支援で受診される場合は1割負担していただく範囲でご負担いただくだけでとどまりますので、その範囲でのご負担ということになります。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）わかりました。先ほど受益者と違う言葉を言ってしまったんですけれども、受給者証ということですね。ありがとうございます。

その受給者証を持っている方というのは、特定の病気に関してはそれが活用できますけれども、それ以外の例えば眼科だとか歯科だとか日ごろの風邪引きだとか、そういったものはこの保険では活用できないと思うんです。そういう方は、今までは老人医療として対象で減額されていたものが一般の方と同じになると、負担がふえるということではよろしいでしょうか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今おっしゃっていただきましたとおり、受給者証等をお持ちの要件に当てはまる以外の歯科だとか眼科だとかということを受診された場合は医療保険の負担の範囲でご負担いただくということになりますので、江川委員おっしゃっていただいたとおり、自己負担はふえるということになります。そういったこともありまして、経過措置1年というのは短かろうというこ

とで、3年設けられたというところがございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）この改正によって熊取町の影響額がわかりましたら教えてください。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）30年度以降のということでご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、これは、あくまで大阪府の推計に当てはめて熊取町でどれぐらい経費が必要かということを試算したのになります。平成30年度は11カ月分になりますので少し金額は小さくなりますけれども、2,485万1,000円、31年度は3,978万3,000円、32年度は5,359万8,000円、33年度で6,859万9,000円、34年度で7,211万2,000円と見込んでいるところがございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）ごめんなさい、数字が徐々にふえていっているんですけども、もうちょっと説明していただけますか。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ごく簡単に補足させていただきます。

30年度につきましては再構築の初年度ということで、いわゆる経過措置が始まる年度でございます。この補助と、それから負担の月に1カ月ちょっとずれがございます。11か月分が新制度、1カ月は旧制度という格好で初年度始まります。これによりまして経費が増加いたします。と申しますのも、いわゆる経過措置分、218名の方が経過措置で、この方も継続して対象とするということで、経費がふえるという見込みになってございます。したがって、経過措置が30年度、31年度、32年度、そして33年度、これが34年3月末までということになります。この分が1カ月分ということになりますので、ここは影響額が少なくなってきておると。そして、34年度に経過措置がなくなった時点で先ほど課長が申し上げたような数字の増減が出ておると、そういうような経過、流れとなってございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）ただ、今の影響額というのは熊取町が負担する額でご説明があったんですね。

次、もしわかりましたら教えていただきたいんですけども、218名の方、3年間は経過措置であるんです。その後、その人たちが減ることによって町にとってどのぐらいの効果額があるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）今のご質問はなかなか難しいご質問でございます。ご負担をいただくというのは対象外になるということで、要は福祉医療制度の本体、これを持続可能なものにするために選択と集中ということで、軽度の方につきましては申しわけないですけども対象外とさせていただきます。ただし、新規に精神の1級、それから難病の重度については新たに追加、拡充をさせていただきます、そちらの経費のために一部自己負担も見直しをさせていただいて、そして全体で制度を維持させていただいておるというものでございます。

ですので、ちょっと数字なんですけれども、これは28年度決算ベースで、例えば難病の方ですと年間額で8万円から9万円のご本人、自己負担の増加になるのではないかなと見込んでおります。結核の場合ですと、ざっとですけれども3万円ぐらい、それから精神通院になりますけれども7万円ぐらいの1年間での新たなご負担ということになるのではないかなというふうに考えております。もちろん、これは3年間の経過措置経過後ということになりますけれども、こういう形で制度の再編、再構築をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）江川委員。

委員（江川慶子君）ご説明ありがとうございます。高齢者も障がい者も経過措置があるとはいえ負担増でありますし、難病等の拡充がもっとあればいいんですけども、わずかでありまして、ちょっと賛成しがたいかなと思っております。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）質疑ではないんですが、今ありました今回の見直しの中で子ども医療費についてはそのまま継続していただけるということは、よかったと思っております。また、ひとり親家庭につきましてもDVの方につきましても対象になったというところで、そういった本当に困っている方の対象につきましても、医療制度を新たに構築したり継続しているというところはよかったかなと思ってらるんです。また、難病や障がい者、精神障がい者の方、今まで対象じゃなかった方が対象拡大、年齢に関係なく対象になったというところも、本当にちゃんと弱者対策ということですか、そういうものがこの制度の中では入っているかなというふうに思っております。

負担がふえる分については仕方がない分、院外での1回500円で月2回まで1,000円やった分が3,000円になるというところ、そういうところはまたなかなか負担がふえるというところもあるかと思うんですけども、こういった医療制度は大阪府下で決まったことですので、その制度が変わったというところの対象者につきましても、今、218人の方が対象外とか新たに対象になった方もいらっしゃるということで、3年間の経過措置はあるということですが、そういった説明についてはしっかりと丁寧に対応していただきたいということ意見を意見として、要望として上げさせていただきたいと思っておりますので、お願いしておきます。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）子ども医療とかひとり親家庭医療とか重度障がい者医療等が拡充されるということはいいいんですが、今、最後に言われました難病患者が8万円から9万円の負担になる、それから結核患者が3万円、精神通院等が7万円という、いわゆるこの人たちの個人負担が増加することについて、これはやむを得ないというところはどこに根拠があるんでしょうか。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ご負担がふえるということにつきましては本当にまことに申しわけなく存じておりますが、制度全体の維持継続という全体の趣旨から必要な措置であるということが大前提でございます。

なおかつ、細かなところでいきますと、難病の受給者証をお持ちの方でも本当に通常の日常生活に大きな支障のない程度、あるいは結核の受給者証を持っておられても実際に発病されておられない、あるいは精神につきましても精神通院という格好で通院可能というような状況、その状況を判断し、軽度の方については今回やむを得ず対象外とさせていただいたということでございます。

なおかつ、先ほど江川委員からご指摘のあったとおり、現行の制度では難病の受給者証ではあります、実際におかかっているのは普通の風邪あるいは歯医者、目医者、そういった場合にもこの受給者証をご利用いただけるという制度になってございますので、そういった使い方といたしまししょうか、そういうこととなりますと、実際に重度で本当にご自宅で寝たきりの状態あるいは入院を長期やむなしというような状態になっておられる方への助成というものを中心に考えさせていただいたというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第62号 福祉医療費助成制度の再構築に伴う関係条例の整

備に関する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 5名)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(阪口 均君) 次に、議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺委員。

委員(渡辺豊子君) この条例、条ずれとかいうことで今まで8条であったところが7条になったところなので、国の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いこういうふうに変ったということは、今まで8条にはどういった内容が入っていたんでしょうか。

委員長(阪口 均君) 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君) お答えします。

従前、施行規則は7条が空欄で、8条に条文がありという形なんですけど、今回、8条の条文が7条へまいりまして、8条には、もともと法律改正で、公営住宅は毎年収入の申告を頂戴しまして家賃を決定するという手順を踏んでいるんですけど、法の改正で認知症等を発症された方については手続を一部軽減するというような規定がされたことに基づきまして、8条にその条件を記載するという形の改正になっております。

以上でございます。

委員長(阪口 均君) ほかに質疑はありますか。江川委員。

委員(江川慶子君) ちょっと教えてほしいんですけど、今、認知症の手続の軽減ということをおっしゃいましたね。その中身についてちょっと詳しく教えていただけませんか。

委員長(阪口 均君) 馬場まちづくり計画課長。

まちづくり計画課長(馬場高章君) 国によりますと、一例を申し上げますと、認知症患者等の公営住宅入居者が収入を申告することが困難な場合には、事業主体、私どもですが、が官公署における必要な書類の閲覧により把握した当該認知症患者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を決定することができるというような内容になってございます。まだほかにもあるんですけど、代表的なところがこういう形になっております。

委員長(阪口 均君) 江川委員。

委員(江川慶子君) ありがとうございます。すごくいいことだなと感じております。

これは、もう町営住宅に入っている方だけですか。入居希望の方は対象ではない、管理ですからね。そういうことですね。そこまで広がったらありがたいなと意見として言っておきます。

委員長(阪口 均君) ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第63号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）7ページです。歳入のところで前年度繰越金がふえているのはわかるんですが、一番上の国民健康保険料で3,602万9,000円下がっているわけです。これは、今年度収入見込みということで下がっているということなんですね。保険料確定によってこの分だけ差額が出たということなんですか。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）国保の補正予算の際にいつもご不審なという点で質問をよくいただきますけれども、この保険料につきましては、いわゆる一般財源をここに持ってこさせてもらって、歳入歳出バランス、均衡をとった補正予算とするためにここで財源調整をさせていただいておるというものでございます。ご存じのとおり、補正予算でございますので、確定したものについてまず先行させていただいて補正をさせていただく。それから、やはり医療費とかこの保険料もそうなんですけれども、日々変化しておるものについてはなかなか先行して補正ができませんので、その分につきましては先行する補正を先にさせていただいて、そして最終、一般財源として使わせていただく保険料で最終調整させていただいて、予算の原則であります歳入歳出同額、過不足なく計上するためにここで調整をさせていただいたというものでございまして、保険料額が今回この時点で確定した数字ということで計上させていただいておるというものではございません。

以上でございます。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）それは、今のバランスをするためにここで計上するというので、これはここでしないといけないと、そういうルールになっているということなんですか。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）ルールというか、特に規則とか規定あるいは通知とか、そういったもので決められているというものではないんです。特に国民健康保険の場合は、一般会計のように財政調整基金のような、そういった収支均衡を図るための財源を持ち合わせておりませんので、どうしても一番大きな歳入の保険料、それから国・府の負担金とか、そのあたりも歳入のところで額はありますけれども、これにつきましてはまさに額が確定するものでございますので、こちらで調整するわけにもまいりませんので、最終調整可能な保険料のところ一旦調整させていただいておるというものでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今の関連のところなんですが、本会議ではこの分につきましては被保険者数減という説明があったと思いますが、違いましたでしょうか。

委員長（阪口 均君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）被保険者の減というのは、決算の状況の説明の際に被保険者数が減少している影響を受けているというような説明、それはさせていただいたと思っております。この保険料の数字への影響というのは、先ほどご説明させていただいた財源調整だけということでございます。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第67号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）9ページの繰出金1,000円、この意味と重要性を教えてくださいませんか。

委員長（阪口 均君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）予算としては1,000円なんですけれども、例年、繰越額ということで確定いたしまして一般会計から繰り入れをいただいている分で精算いたしまして、督促の手数料にこちらはなるんですけれども、こちらは出納閉鎖期間に入ってきた分ということで、最終的に決算確定した後で精算させていただく分です。この分は一般会計に返させていただく予算になりますので、80円を返させていただくのに80円という予算は組めませんので、1,000円計上させていただいて今回補正させていただくものです。ご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第68号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）次に、議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）9ページの介護給付費準備基金積立金ですが、これは、介護給付費準備基金が幾つかこれまでもあるわけなんですけれども、この基金の今のトータル額と、年度ごとの毎年、基金積立金が幾らだったかというデータ見られるんですが、基金がどう変化してきたかというのは見られないんですよ。その辺は、今トータル幾らになって、その集計表はどこかにあるかと教えてくださいませんか。

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）平成28年度末現在の基金残高が1億3,608万3,184円となっております。毎年、こちらは実質収支の黒字額を積み立てる分になります。経年の分で説明いたしますと、平成26年度におきましては基金積み立てが1,013万5,452円で、その基金を取り崩している場合もございます、平成26年度の基金取り崩し額が4,070万円、平成27年度におきましては基金積立金が34万5,860円、取り崩しはございません。先ほど、26年度の基金取り崩し額と積立金を相殺しまして、残高が1億2,670万8,229円、27年度の基金残高が1億2,705万4,089円となっております。

以上です。

委員長（阪口 均君）重光委員。

委員（重光俊則君）今説明があったわけですが、そういう会計報告の介護保険の会計のまとめとか、そういうところに基金としてどこかに掲載すべきじゃないかなと思うんですけども、それはぜひお願いしたい。

委員長（阪口 均君）答弁を求めますか。

（「はい、お願いします」の声あり）

委員長（阪口 均君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）毎年度の基金残高は決算書の財産のところに記載しております。

委員長（阪口 均君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第69号 平成29年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（阪口 均君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「12時03分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

阪口 均